

後期高齢者医療制度 保険料賦課限度額を変更

原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しを行っています。令和2・3年度の保険料率は平成31年度（令和元年度）と同率ですが、賦課限度額を62万円から64万円に引き上げます。

均等割額の軽減 表2のとおり

表1) 保険料率

区分	所得割率	均等割額	限度額
令和2・3年度	8.6%	4万3,600円	64万円

保険料の計算

$$\text{所得割額 (総所得額など-33万円)} \times 8.6\% + \text{均等割額 (4万3,600円)} = \text{年間保険料}$$

※年間保険料は所得割額と均等割額の合計です

表2) 保険料の軽減措置の変更

軽減割合	軽減該当条件(所得金額)	軽減後の額
7割軽減 (8割軽減から変更)	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員の各種所得が0円」の世帯(公的年金等控除額は80万円として計算)	1万3,080円
7.75割軽減 (8.5割軽減から変更)	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	9,810円
5割軽減	「基礎控除額(33万円)」+28万5,000円(28万円から拡大)×世帯の被保険者数以下の世帯	2万1,800円
2割軽減	「基礎控除額(33万円)」+52万円(51万円から拡大)×世帯の被保険者数以下の世帯	3万4,880円

おたふくかぜ予防接種 費用全額助成開始

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)予防接種費用の全額助成が始まります。

おたふくかぜはウイルスによって引き起こされる全身性感染症です。精巣炎・卵巣炎・脳炎・難聴などの合併症があり、特に難聴が発症すると聴力の回復が難しくなるため、注意が必要です。

対象 1回目・2回目生後12カ月、平成27年4月2日生まれで、過去におたふくかぜの予防接種を受けていない子ども▽2回目平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの子どもの接種方法 木曜日を除く平日、午後1時30分～5時に母子健康手帳を持って市保健センターで予防票を受け取り、市内の契約医療機関に予約し、母子健康手帳・予防票・健康保険証・福祉医療受給資格者証を提示して受診してください

※市保健センターで予防票を受け取らないと補助の対象になりません

接種費用 無料

福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、子どもや障がいのある人、ひとり親家庭などで、下表に該当する人が医療機関を受診したときの自己負担額を県と市で負担する制度です。

対象者には「福祉医療費受給資格者証」が交付され、医療機関で支払う保険診療分の自己負担額が無料になります。この制度は申請して認定を受けないと適用されませんので、下表の資格要件に該当する人で認定を受けていない人は申請してください。また、すでに認定を受けている人で、氏名、住所、障害等級、健康保険証の種類などに変更があった場合は届け出をしてください。

対象	資格要件	申請に必要なもの
子ども	出生から中学卒業まで	健康保険証・印鑑
障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(言語機能障害) 障害年金1級・2級 療育手帳A判定・B判定 特別児童扶養手当1級・2級	健康保険証・印鑑・障がいの有無などを証明する手帳や証書
ひとり親家庭	18歳(年度末)までの子どもを扶養しているひとり親家庭	※申請前に相談してください
父母がいない子ども	18歳(年度末)までの父母のいない子ども	

その他 福祉医療制度は、

他の医療制度(自立支援医療・指定難病など)を優先しています。他制度の公費負担医療制度を利用できる人は、他制度の申請をしてください。医療機関受診時は健康保険証と他制度の受給者証や福祉医療費受給資格者証などを、一緒に提示してください▽障がいを理由に福祉医療制度の対象になっていない人が、入院時の食事療養費の助成を受けるときは、市町村民税の非課税世帯の人に交付される「標準負担額減額認定証」の提示が必要です

申請・問い合わせ 保険年金課(☎22259)

重度障がい者 福祉タクシー券



重度障がいのある人にタクシー料金の一部を補助する「福祉タクシー券」を交付しています。

福祉タクシー券を交付しています。福祉タクシー券は多野藤岡ハイヤー協議会加盟のタクシー事業者および介護タクシー事業者を利用した際の運賃の支払いに使えます。

利用期間 交付日～令和3年3月31日(通年)

交付会場 福祉課・鬼石総合支所鬼石振興課

内容 券の利用1枚につき500円を補助。1カ月当たり3枚(年間最大36枚)交付

対象 市内在住で以下のいずれかの手帳の交付を受けている人▽身体障害者手帳1・2級▽療育手帳A▽精神障害者保健福祉手帳1・2級

持ってくる物 障害者手帳・印鑑

問い合わせ 福祉課(☎2384)

手話奉仕員養成講座

入門講座

日時 5月14日～10月29日の木曜日(全23回)午後7時～9時

内容 自己紹介やあいさつなど簡単な日常手話の習得

対象 市内在住・在勤・在学

おたふくかぜ予防接種 費用全額助成開始

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)予防接種費用の全額助成が始まります。

おたふくかぜはウイルスによって引き起こされる全身性感染症です。精巣炎・卵巣炎・脳炎・難聴などの合併症があり、特に難聴が発症すると聴力の回復が難しくなるため、注意が必要です。

対象 1回目・2回目生後12カ月、平成27年4月2日生まれで、過去におたふくかぜの予防接種を受けていない子ども▽2回目平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの子どもの接種方法 木曜日を除く平日、午後1時30分～5時に母子健康手帳を持って市保健センターで予防票を受け取り、市内の契約医療機関に予約し、母子健康手帳・予防票・健康保険証・福祉医療受給資格者証を提示して受診してください

※市保健センターで予防票を受け取らないと補助の対象になりません

接種費用 無料

の手話初心者

基礎講座

日時 5月12日～12月22日の火曜日(全30回)午後1時～3時

内容 簡単な日常会話から、自分の意思を伝えるための手話の習得

対象 入門講座修了者

共通事項

会場 市福祉会館

定員 各講座20人(先着順)

参加料 無料(テキスト代300円が別途必要になります)

その他 受講経験者で再受講希望者は相談してください

申し込み・問い合わせ 4月30日(木)までに福祉課(☎2384)へ

市母子会への入会

母子会の新規会員を募集しています。母子会は、ひとり親家庭の親などが互いに助け合い励まし合って誰もが生き生きと暮らせるよう活動している団体です。各種行事を通して会員同士の交流を図っています。

対象 市内在住のひとり親家庭

その他

入札参加資格審査 申請受付

令和2・3年度の入札参加資格審査申請(随時申請)を受け付けます。

申請期間 4月1日(水)から

対象 建設工事、測量・コンサルタント、物品・役務の各業務

登録有効期間 認定日～令和4年3月31日

申請方法 「ぐんま電子入札共同システム」のホームページから操作マニュアルの手順に沿って手続きをしてください

※市ホームページの「入札情報」のページからも「ぐんま電子入札共同システム」の

烏川オートキャンプ場 オープン



ホームページにアクセスできます

問い合わせ 契約検査課(☎22223)

期間 4月18日(土)～11月23日(祝)

使用料 1泊(午後1時～翌午前11時)1区画3300円▽日帰り(午前9時～午後4時)1区画2200円

※市内在住・在勤・在学以外の高校生以上は1人550円を加算します

その他 1テント・食料品・用具などは持参してください

▽アイス・ジュース・炭の販売、タープ・テント・鉄板・パーベキューコンロは貸し出し可能です(有料)

申し込み・問い合わせ 4月14日(火)から烏川オートキャンプ場(☎26902)へ